

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

令和元年7月30日

県南広域振興局長 平野 直

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 いわいショッピングセンターNORTH 一関市中里字神明21番2ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 株式会社一関開発
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ダイユーエイトほか
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和2年3月19日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 8,733平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
  - ア 収容台数 238台
  - イ 出入口 2か所
- (7) 駐輪場の収容台数 48台
- (8) 荷さばき施設の面積 261平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 34.7立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間 24時間

2 届出年月日 令和元年7月18日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所